

平成27年10月1日規程第104号

都道府県がんデータベースシステム利用手続規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立がん研究センターの提供する都道府県がんデータベースシステム（以下「都道府県システム」という。）の利用に関し必要な事項を定め、都道府県が実施する地域がん登録事業の成果を継続して維持を図るとともに、都道府県システムが全国がん登録における都道府県がん情報と一体的に記録・保存し、がんの実態把握をもって国及び都道府県のがん対策の課題抽出、立案、評価に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 都道府県システム 地域がん登録の標準方式に則ったデータを保存し、都道府県がん情報の全部又は一部を一体的に記録し保存するための情報システムの総体をいう。

(2) 総括責任者 国立がん研究センターにおいて都道府県システムの利用を総括する者をいう。

(3) 担当責任者 国立がん研究センターにおいて都道府県システムの利用に係る事務を総括する者をいう。

(4) 利用機関 第6条に規定する機関で都道府県システムの利用承認を得た機関をいう。

(5) 利用責任者 利用機関に所属して都道府県システムの適正利用を担う者をいう。

(6) 都道府県がん登録室 都道府県システムを利用して、地域がん登録事業で収集した個人情報に伴う資料の整理、入力、照合、集計、管理、保管を行う作業室をいう。

(7) 利用者 都道府県がん登録室において都道府県システムを利用して業務を行う者をいう。

(8) 全国がん登録データベースシステム（以下「全国システム」という。） 都道府県がん登録室において、外部に接続しない都道府県がん登録室専用ネットワーク内で利用される全国がん登録業務を実施するための情報システムをいう。

(9) 送受信システム セキュリティの確保されたインターネット回線を通じて都道府県システムの導入・運用に必要な情報を利用するための通信システムをいう。

第2章 管理体制

(総括責任者)

第3条 総括責任者は、国立がん研究センター理事長をもって充てる。

(担当責任者)

第4条 担当責任者は、国立がん研究センターがん対策情報センター全国がん登録データセンター準備室長をもって充てる。

(責任者の責務)

第5条 総括責任者は、担当責任者を置き、都道府県システムの運用及び管理の統括を行う。

2 担当責任者は、以下の責務を負う。

(1) 都道府県システムに用いる機器及びソフトウェアを導入するに当たって、システムの機能を確認し、都道府県システムの機能要件に挙げられている機能が支障なく運用される環境を整備すること。

(2) 電子保存された情報の安全性を確保し、常に利用可能な状態に置くこと。

(3) 機器やソフトウェアに変更があった場合においても、電子保存された情報が継続的に使用できるよう維持すること。

(4) 都道府県システムを利用する利用機関及び者の登録を管理し、そのアクセス権限を規定し、不正な利用を防止すること。

(5) 都道府県システムを正しく利用させるため、利用者の教育と訓練を行うこと。

第3章 都道府県システムの利用

第1節 利用機関

(利用機関の範囲)

第6条 都道府県システムは、次の各号に定める機関が利用できるものとする。

(1) 地域がん登録事業及び全国がん登録事業を実施している都道府県又はその事務を都道府県より委任されている者

(2) 都道府県システムの設計・開発、結合・総合テスト等、受入テスト、移行、運用又は保守を行う事業所として国立がん研究センターから業務委託を受けた事業所

(3) 総括責任者が地域がん登録事業の成果の維持及び全国がん登録の推進において、都道府県システムを利用することが必要と認めた機関

(利用責任者の設置)

第7条 利用機関は利用責任者を設置するものとする。

2 利用責任者については原則、利用機関の長とする。

- 3 利用責任者は、都道府県システムの利用に当たって代行を指定し、都道府県システムの適正な利用のために必要な管理の代行をさせることができる。
- 4 利用責任者又は代行は都道府県システムの利用に関し、担当責任者との連絡調整を行うとともに、当該利用機関における都道府県システムの適正な利用のために必要な管理を行わなければならない。

(利用者の責務)

第8条 都道府県システムの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の利用を行わないこと。
- (2) ユーザーID、パスワード等の漏洩及び不正利用の防止に努めること。
- (3) 法令に反する利用、業務に関連のない利用及び社会常識に反する利用を行わないこと。
- (4) プログラムの改変や逆コンパイル、システムの再配布等をしないこと。
- (5) コンピュータウイルス、不正侵入対策等、都道府県システムの安全性及び信頼性の確保に必要な対策を講じること。
- (6) 第16条において定める細則を遵守すること。

第2節 利用手続

(利用要件充足の確認)

第9条 都道府県システムを利用しようとする利用機関は、総括責任者に「都道府県がんデータベースシステム利用環境報告」を提出しなければならない。

- 2 都道府県システムを新たに利用しようとする利用機関は、都道府県システムの利用に当たっての要件（以下、「利用要件」という。）を、前項に基づいて報告し、担当責任者による利用要件充足の確認を受けなければならない。

(契約)

第10条 都道府県システムを新たに利用しようとする利用機関は、総括責任者と契約を交わすものとする。

- 2 契約期間は契約日の原則、当該年度の3月31日までとする。
- 3 契約更新をしない場合には、利用責任者は、契約満了日の3月前までに総括責任者に通知するものとする。
- 4 契約時に報告された内容に変更があった場合、あるいは当該利用契約を更新しない場合、「都道府県がんデータベースシステム利用環境報告」の提出に基づいて、変更あるいは満了するものとする。ただし、利用責任者が契約締結日から継続的に都道府県システムを利用し、報告内容に変更がなく、第11条において通知された契約金額を承認する場合

は、その旨を担当責任者に通知することで再契約を省略し、契約期間を1年の範囲内で延長することができる。

(費用)

第11条 利用機関は、次の各号に掲げる経費を、負担するものとする。

(1) 都道府県システムを利用するために必要となる機器等の設備・備品設置及び維持管理に要する経費

(2) 都道府県システムの運用及び問合せに対応する人員の雇用にかかる経費

(3) 都道府県システムの利用及び機器の利用に必要な消耗品費、都道府県システムへの接続及び通信にかかる経費等を含む、業務実施にかかる経費

(契約金額の確定)

第12条 総括責任者は、次の各号の項目を総合的に勘案し、委託費の額を確定し、利用責任者に対して通知するものとする。

(1) 総括責任者が提供する事業内容

(2) 都道府県システム利用機関の数

(3) その他、前条の報告に基づき、都道府県の地域がん登録事業実施環境において、契約金額の減免に足ると認められた事項

2 利用者が契約締結日から継続的に都道府県システムを利用している場合には、総括責任者は、契約満了日の6月前までに、利用責任者に対して、翌年度の契約金額を通知するものとする。

第4章 都道府県システムの運用

(報告)

第13条 総括責任者は、翌会計年度の5月31日、又は、当該解除を行った日から1か月を経過した日までに、事業実績報告書を個別に作成し、利用機関に提出するものとする。

2 総括責任者は、業務の廃止の承認を受けたときは、業務廃止報告書を作成し、廃止の日までに利用機関に提出しなければならない。

(ヘルプデスク)

第14条 担当責任者は、利用者からの都道府県システムに関する問合せに対応するための連絡体制を設けることとする。

2 前項に規定する連絡体制の対応時間は、別途、担当責任者が定めることとする。

3 第1項に規定する窓口の連絡先、連絡方法については、別途、担当責任者が定めることとする。

(情報提供)

第15条 利用機関において都道府県システムを利用するために用いる機器等の性能等については、別途、担当責任者が利用責任者及び機関に周知することとする。

2 担当責任者は、都道府県システムの運用に関する情報を、別途、担当責任者が定める方法を介して利用責任者及び機関に周知することとする。

第5章 細則

(細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この手続の実施において必要な事項は、担当責任者が別に細則及び要綱を定める。

第6章 その他

(協議事項)

第17条 本利用規程の内容に関し疑義が生じたときは、総括責任者と利用責任者双方が協議の上、対処するものとする。

(データの利用)

第18条 都道府県システムに保存するデータの利用については、各都道府県の定める、地域がん登録事業実施要綱、情報利用に関する取扱い要領等に従う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第18-13号)

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第29号)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。